

都市像

3

西九州を牽引する創造都市

都市政策

- 施策1 居住誘導の推進
- 施策2 地域の特性に応じたまちづくりの推進
- 施策3 市営住宅の戦略的な整備
- 施策4 公園の機能充実

水道政策

- 施策1 水の安定供給の推進
- 施策2 公共下水道の普及推進と安定処理

土木政策

- 施策1 暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実
- 施策2 命を守る斜面地・浸水対策の推進

環境政策

施策1 環境保全活動の推進

施策2 ごみの減量化と適正処理の促進

港湾政策

施策1 人流と物流を支えるみなとづくり

政策名

都市政策



- 施策1：居住誘導の推進
- 施策2：地域の特性に応じたまちづくりの推進
- 施策3：市営住宅の戦略的な整備
- 施策4：公園の機能充実

望まれる姿

人口減少・少子高齢化社会において都市機能を維持できるまち
～コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の実現～

部局の使命

人口減少、少子高齢化社会においては、居住や都市機能の集積による「密度の経済※」の発揮を通じて、住民の生活利便性の維持・向上、生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などが重要であり、その実現のための都市政策の推進を目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
都市部（ <u>都市核</u> ※、 <u>地域核</u> ※、 <u>生活核</u> ※等）における人口密度	44人/ha	→ (40人/ha)

問題点の整理

《施策1》

- 都市機能や居住区域の拡がりを許容するまちづくりを続けていくと、人口密度が低く拡散した都市となってしまう、少ない人口で多くの公共施設の維持管理などの費用を負担することになり、サービス効率の低下が懸念されます。

《施策2》

- 近年、人口減少・少子高齢化など社会情勢が大きく変化しており、斜面地等の既成住宅地においては、防災面や住環境面など様々な課題を抱えております。
また、中心市街地においては、一定の都市機能の集積は図られているものの、戦後、建築

された建物の耐震性や老朽化、細分化された土地の有効活用などの課題が顕在化してきております。

《施策3》

- 昭和30年代から高度成長期に建設された多数の市営住宅が、老朽化による更新時期を迎えています。

《施策4》

- 公園を安全で快適な憩いの場として市民へ提供することが重要であります。公園施設の老朽化や公園数の増加等により、公園における適切な維持管理が難しい状況です。

問題解決の方向性

《施策1》

- コンパクトでまとまった市街地のなかで効率よく都市活動を営むために、都市部において適正に居住誘導を図ります。

《施策2》

- 各々の拠点(核)において、地域の実情を踏まえた上で、将来のまちの姿を見据えながら、近年の社会情勢の変化やまちづくりにおける各地域の特性に応じて、まちづくりを推進します。

《施策3》

- 建物の老朽化や将来の人口減少等の課題に適切に対応していくため、計画的な修繕や建替えによる集約を推進します。

《施策4》

- 公園において、利用者に安全で快適に利用していただくために、施設再編や長寿命化計画による改修などを行い、機能充実を図ります。

西九州させぼ広域都市圏における方向性

《高次の都市機能の集積・強化》

- ゲートウェイ機能*強化を図り、拠点施設(拠点公園)の整備を進めていきます。
- 佐世保市域において中心拠点の都市機能を維持し、将来のまちのあるべき姿の調査研究や広域的な調整に取り組みながら、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指し、連携中枢都市として相応しい高次都市機能の集積・強化を図りつつ、圏域全体との連携を可能とする交通ネットワークの強化を図っていきます。

《生活関連機能サービスの向上》

- 関連性のある景観資源のPRのために、関連市が一体となり情報発信を行うことを検討していきます。
- 相互の景観形成や景観資産の保全を図るため、バッファゾーン※となるエリアでの認識共有を検討していきます。

施策 1: 居住誘導の推進

[施策の目的]

佐世保市都市計画マスタープラン※等のまちづくり計画により、適正に都市部への居住誘導を図ることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
市街化区域内の人口密度	44.5 人/ha	43.7 人/ha

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 居住誘導に対する意識を持ち、各種の活動に参加することが望まれます。

[施策の方向性]

- 持続可能なまちを目指した居住誘導の推進



都市の現状と課題をふまえ、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続できるように、あわせて防災上安全な区域を考慮した居住誘導区域等を設定します。また、そのエリアへ居住の誘導や医療、福祉、公共施設などの都市機能誘導の推進を図り、将来においても市民が安心して快適に生活できるような、まちづくりを目指します。

- 安全・安心な居住環境の維持

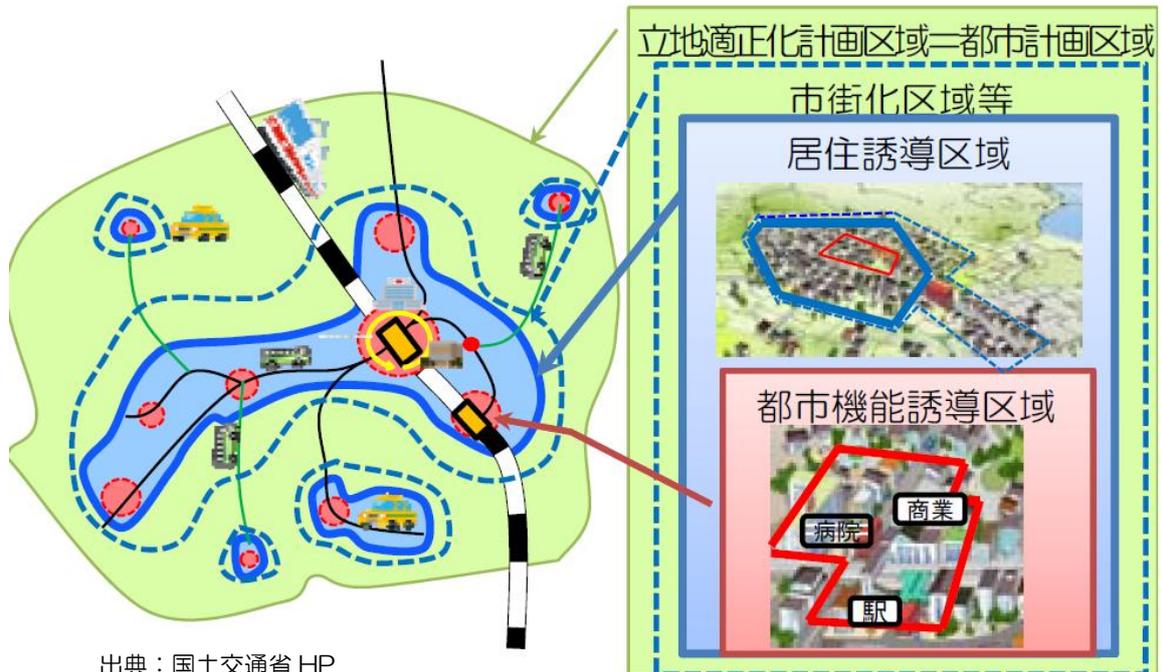
老朽化による倒壊、屋根瓦などの飛散による被害防止のための老朽危険家屋の適正管理や、大規模地震の発生可能性を勘案した建築物の耐震化について、普及啓発や必要に応じた助言や指導を行いながら、安全で安心な居住環境の維持を目指します。

- 空き家の適正管理の促進、活用

空き家は良好な居住環境を阻害している一因となっているため、所有者が第一義的には責任を持って管理すべきものであるとした上で、所有者、民間団体、行政が連携を図りながら、空き家の発生抑制や活用を促すための周知啓発に努め、適切に管理されていない空き家等については、必要に応じた助言や指導を行います。

また、居住誘導を進めるために、効率的に空き家の活用や改修等を支援していきます。

□コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ（都市計画区域）



出典：国土交通省 HP

■立地適正化計画

市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン

■居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域

■都市機能誘導区域

周辺からの交通アクセス性、都市機能の集積状況を勘案し、都市全体における各種生活サービス（医療、福祉、商業等）の効率的な提供拠点を指す区域

施策 2: 地域の特性に応じたまちづくりの推進

[施策の目的]

各地域の特性に応じた都市機能や魅力向上を図り、持続可能なまちづくりを推進することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
都市部における地価の変動率 (対前年度比)	▲1.1%	0%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 地域の特性に応じた地域主体のまちづくり活動に参加することが望まれます。

[施策の方向性]

コンパクト
+ネットワーク

●都市機能の向上



斜面密集地においては、防災性の向上や老朽家屋の建替え促進につなげるため、まちづくり協議会との協働により、地域に求められる道路等の都市基盤の整備を進めます。

また、都市核※・地域核※など市民生活の拠点地域においては、各々の特性や役割に応じた都市機能を誘導すると共に、地元のまちづくり活動への支援により都市機能の向上を図ります。

●景観形成の推進

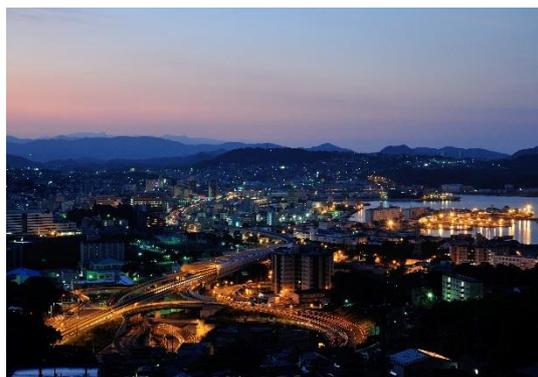
佐世保らしい美しく魅力ある景観づくりのため、景観計画や景観条例、屋外広告物条例の運用をとおして、建築物や屋外広告物等の景観誘導を図ります。

特に本市の景観上重要な地域については、その特性に応じた重点景観計画を策定し、地域住民との協働による景観資源の保全、活用を推進します。

また、景観講座や景観賞等の啓発活動を継続し、景観に対する市民の意識醸成を図ることで、まちの魅力の発見、創造を促し、まちの活性化を図ります。



させば景観 100 選 (歴史)



させば景観 100 選 (都市)

施策 3:市営住宅の戦略的な整備

[施策の目的]

市営住宅の需要を見通し、適切な整備及び管理を行うことにより、居住環境の向上を図ることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
戦略的な整備・管理による市営住宅の集約率	97%	98%

[施策の方向性]

●市営住宅長寿命化計画による整備及び修繕

市営住宅の老朽化や人口減少による住宅の需要を鑑みて、計画修繕による維持管理を中心に、北部エリア*については生活核*等に近い場所への建替えによる集約を目指します。



市営大黒住宅 2 番館



市営泉福寺住宅 1 2 号館



市営かじか住宅 A・B 棟

施策 4: 公園の機能充実

[施策の目的]

公園を安全で快適な憩いの空間として提供することで生活を豊かにすることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
公園の利用者数	207,000 人	207,000 人

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 公園を憩いと交流の場として利用するとともに、清掃や巡視・点検など日常的な公園の愛護活動に参加することが望まれます。

[施策の方向性]

●公園の機能充実

公園は、運動やレクリエーション、憩いの場としての役割のほか、催しや子育て環境の向上、災害時の避難場所など、公園の特性に応じた様々な用途を果たす場所であることから、公園施設の安全性確保と機能保全、予算の平準化を図るために維持管理方針を定めた長寿命化計画に基づく改修や施設再編などを行い、公園の機能充実に努めます。

●公園の利用促進

四季折々の花木やイベント、施設紹介など魅力ある情報を、市ホームページなどを活用して情報発信し、公園の利用促進を図ります。



烏帽子岳高原リゾートスポーツの里



佐世保公園（レクリエーション交流広場）

政策名

水道政策



施策1：水の安定供給の推進

施策2：公共下水道の普及推進と安定処理

望まれる姿

上下水道を通じて快適に生活できるまち

部局の使命

公営企業として経済性を発揮しつつ、清浄にして豊富低廉な水の供給及び下水道の整備を通じて、公衆衛生の向上と生活環境の改善、都市の健全な発達に寄与することを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
水の安定供給日数	363日	↗
公共下水道により生活排水を処理している人口の割合	53.5%	↗

問題点の整理

《施策1》

- 水を安定して供給するために必要な水源が慢性的に不足しており、本市の最重要課題の一つとなっています。

また、水道施設は戦前または終戦直後の軍港水道時代に造られたものが多いことと、起伏が激しい地形に起因して他都市よりも多くの施設を有していることから、それらが今後更新時期を迎えることで、水道事業にかかる施設の更新需要は増大する見込みとなっています。

《施策2》

- 公衆衛生の向上や都市の健全な発達を図るために、公共下水道の整備を推進しているものの、普及が遅れている状況です。

また、下水道施設は整備着手から約70年が経過しており、今後段階的な老朽化の進行が

予見されます。

問題解決の方向性

《施策1》

- 水源不足の早期解消を目指すとともに、今後増大する更新需要に対し健全な経営を持続させるため、施設のライフサイクルコスト※の低減やリスク管理を行いながら費用の平準化を図り、水道施設の計画的な更新及び再構築を行います。

《施策2》

- 未普及地域の公共下水道の整備を推進するとともに、施設の状態を長期的に予測しながら重要度及び健全度を踏まえた下水道施設の計画的な維持管理等を行います。

西九州させぼ広域都市圏における方向性

《生活関連機能サービスの向上》

- 水道の安定供給や下水の安定処理を持続していくため、県の主導的役割のもと、長崎県内における各自治体の地勢条件、人口、財政状況等を総合的に勘案し、本市上下水道の経営基盤の強化につながる広域連携の形態や枠組みについて検討していきます。

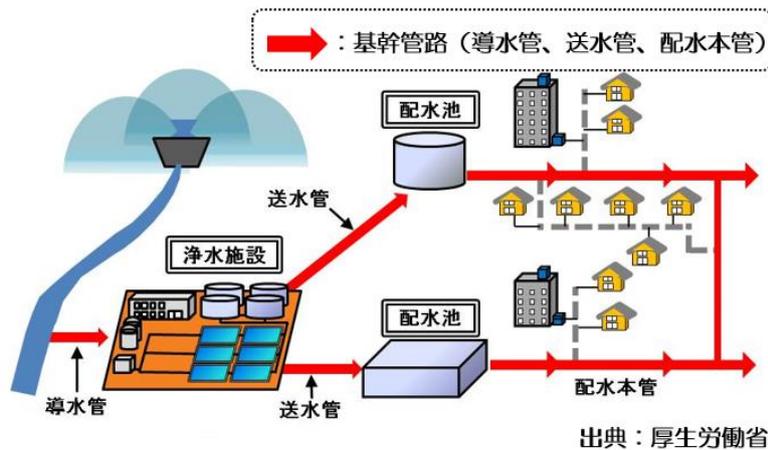
施策 1: 水の安定供給の推進

[施策の目的]

安全安心な水を安定して供給することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
基幹管路の事故発生割合	2.1 件/100 km	2 件/100 km



[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 宅地内の水道管及び水道機器を適切に管理することが望めます。

[施策の方向性]

● 石木ダム建設促進

水源不足の抜本的解決策として、県及び川棚町とともに石木ダムの早期完成に向けて最大限の努力をします。

● 水道施設の整備及び水質の確保

水道施設については、優先度に基づき計画的に更新や再構築及び維持管理を行うとともに、適切な水質管理を行います。

● 危機管理体制の充実



事故等のリスクや自然災害に迅速かつ的確に対応できるよう、災害応急体制や危機管理体制を適宜見直すとともに、これに合わせた危機管理マニュアルを整備して、危機対応力の向上を図ります。

施策 2: 公共下水道の普及推進と安定処理

[施策の目的]

快適な暮らしができるよう公共下水道の普及を推進し、安定した下水処理を継続することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
公共下水道が整備された区域に住む人口の割合	58.5%	65.7%

[施策の方向性]

● 公共下水道の普及推進



将来の都市像を見据えながら、公共下水道の早期整備を推進します。また、公共下水道の整備が完了した区域については、接続促進に努めます。

● 下水の安定処理



施設の健全度等を客観的に把握・評価したうえで長期的な施設の状況を予測し、計画的な維持管理等を行うとともに、処理水の適切な水質管理を行います。

● 危機管理体制の充実



事故等のリスクや自然災害に迅速かつ的確に対応できるよう、災害応急体制や危機管理体制を適宜見直すとともに、これに合わせた危機管理マニュアルを整備して、危機対応力の向上を図ります。

政策名

土木政策



施策1：暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実

施策2：命を守る斜面地・浸水対策の推進

望まれる姿

安全で便利な社会インフラの整備と維持により安心して快適に暮らせるまち

部局の使命

拠点間を連絡する道路ネットワークをはじめ、市民の日常生活や地域経済活動を支える道路ネットワークを充実させることにより、西九州させば広域都市圏※の中核として活力あるまちづくりを推進し、快適に暮らせる街をつくることを目的としています。

また、激甚化・頻発化する気象災害などから市民の生命を守るための安全な社会インフラの整備や災害の危険箇所を周知することで、安全で安心なまちをつくることを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
道路による都市間速達性の確保率	62.5%	↗
土木施設の老朽化に伴う事故死亡者数	0人	→
水害・土砂災害による死亡者数	0人	→

問題点の整理

《施策1》

- 本市においては、「国際旅客船拠点形成港湾」※指定に伴う佐世保港の整備により、多くのクルーズ船の寄港を目指しており、クルーズ観光客の観光バス等の増加が見込まれる中、九十九島の「世界で最も美しい湾クラブ」※加盟認定や「黒島の集落」を含む世界文化遺産、「鎮守府」と「三川内焼」の2つの日本遺産などの観光資源の活用、さらには特定複合観光施設※（IR）の導入を目指していることなど、特に本市の観光産業を取り巻く環境は大きな変化が見込まれ、今後、交通需要が拡大すると考えられます。

また、国防体制の強化を図るための防衛施設の新たな整備や、新たな企業立地に伴う交通需要の変化も考えられます。

併せて、依然残されている主要渋滞箇所など、道路の問題が市民の日常生活に影響を及ぼしています。

今後、高度経済成長期以降に整備された数多くの道路施設の老朽化が一斉に進み、施設機能を維持するための必要経費が高まっていく一方で、対応するための予算には限りがあります。

《施策2》

- 近年、降雨災害が頻発化・激甚化しており、IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）の報告書にも示されているように、今後も極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高く、これまで想定していなかった災害が発生する恐れが高まっています。

問題解決の方向性

《施策1》

- 国道・県道を中心とした広域道路ネットワークの構築による移動円滑化を図り、利便性向上と経済活動の活性化を支えます。また、市道の改良・修繕・維持については、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）のバランスが取れた施策の推進を図り、計画的かつ効果的に進めます。

《施策2》

- 急傾斜地や河川などの災害危険箇所については、危険度に応じた計画的かつ効果的な対策を進めるとともに、住民が危険を認知するためのハザードマップを作成、配布し、活用を促しながら、災害から住民の生命を守る安全な環境を作ります。

西九州させば広域都市圏における方向性

《高次の都市機能の集積・強化》

- 佐世保市域において中心拠点の都市機能を維持し、将来のまちのあるべき姿の調査研究や広域的な調整に取り組みながら、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指し、連携中枢都市として相応しい高次都市機能の集積・強化を図りつつ、圏域全体との連携を可能とする交通ネットワークの強化を図っていきます。

施策 1:暮らしと成長を支える道路ネットワークの充実

[施策の目的]

広域的な移動や市民の日常生活を支える道路ネットワークの強化により移動円滑化を図ること、また、安全で快適な道路環境を維持することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
道路整備プログラムにより課題が解決された箇所数	0 箇所	82 箇所
健全性診断区分Ⅳ (最も悪い「緊急措置段階」) の道路施設数	5 箇所	0 箇所

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 地区自治協議会を通じて道路に関する地域課題の解決手法や優先度に関する整理、用地などの整備環境の整理を行政と協力して進めることが望まれます。
- 道路の異常についての情報を行政に伝えることや、美化・清掃活動を通じて道路を大切に使うことが望まれます。

[施策の方向性]

● 広域道路ネットワークの強化



本市および連携中枢都市圏である周辺地域を含め、経済活性化や市民の日常生活の利便性向上、救急活動及び災害時の避難などのための広域道路ネットワークの強化に向け、国や県と連携しながら移動時間を短縮し、安全に通行するために必要な道路整備（西九州自動車道の整備促進や地域高規格道路「東彼杵道路」の計画段階評価着手、クルーズ拠点形成にかかる道路整備など）を計画的かつ効率的に進めます。

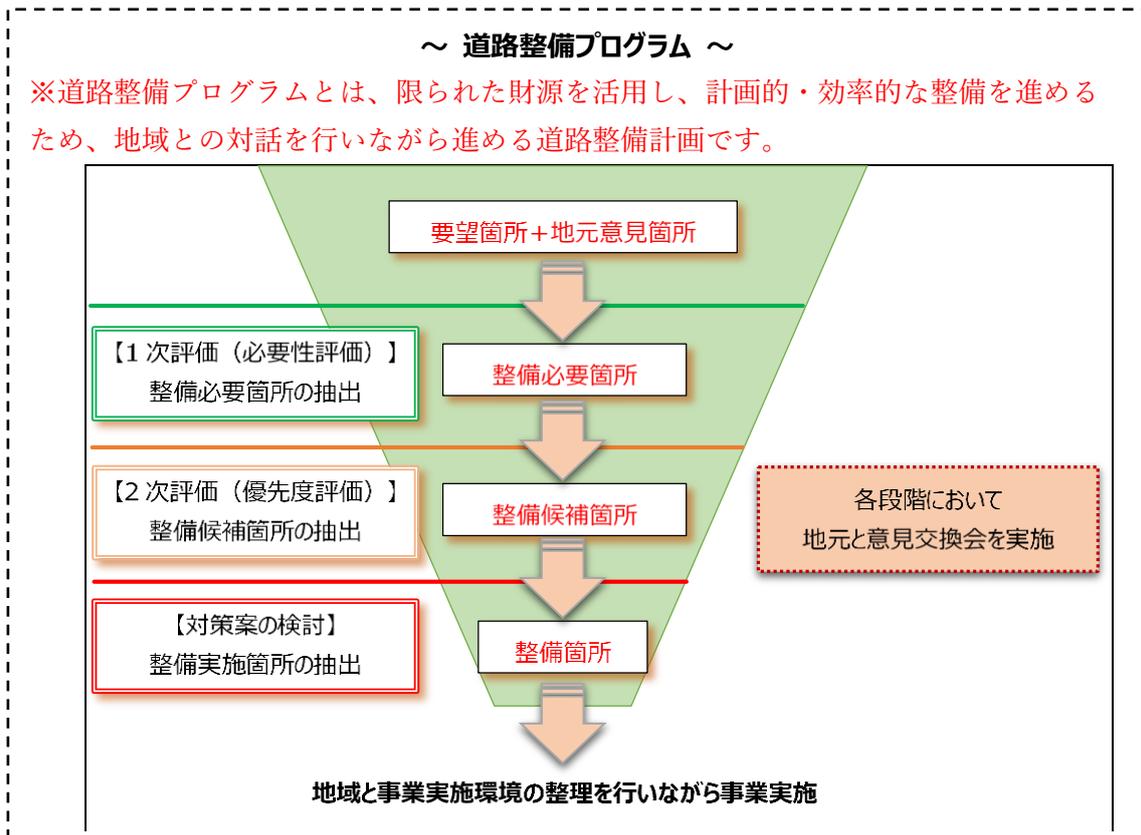


西九州自動車道（佐世保中央 IC）



● **地域と連携した生活道路ネットワークの強化**

多様化・高度化・多量化する生活道路へのニーズに対し、財政的な制約や老朽化対策が必要な既存施設の増加とのバランスを図る必要があるため、要望に順次対応する従来の方法ではなく、地域からのニーズに効率的に応えるべく改良する箇所を選択し、計画的な道路整備を行う5年間の道路整備計画（道路整備プログラム）を策定しています。この道路整備プログラムにより、課題（優先度）の整理や用地関係などの整備環境の整理を地区自治協議会と協働しながら行い、計画的かつ効果的な対策を進めます。



● **安全で快適な道路環境の維持**

老朽化する道路施設（橋梁・トンネル）を適切に維持管理し安全な施設運用を図るため、計画的な点検（施設及び附属物の変状・異常を発見しその程度を把握する）、診断（点検や調査結果により把握した変状・異常の程度を判定区分※に応じて分類する）、措置（施設の機能や耐久性を回復させるために補修等の対策や監視、通行規制などを行う）、記録（点検・調査結果、健全性の診断結果、措置又は措置後の確認結果などについて適時記録する）といったメンテナンスサイクルの着実な実施を行います。

※判定区分については以下のとおり

- I：健全な状態
- II：予防保全段階で、措置を講ずることが望ましい状態
- III：早期措置段階で、5年以内に早期の措置を講ずることが望ましい状態
- IV：緊急措置段階で、通行止めや緊急に措置を講ずるべき状態



トンネル点検状況



橋梁点検状況

●道路空間の適切な管理と柔軟な運用

快適な道路空間の維持・創出のため、道路の適切な管理をしっかりと進めるとともに、地域による草刈除草や道路空間の美化を進めるボランティアサポートを通して地域の協力による道路環境の維持・向上を進めます。

また、近年、道路沿線の賑わいづくりや価値向上につなげるため、道路空間の民間利活用を進めるなどの柔軟な運用が全国的に進められていることを受け、主体となる市民とともにその可能性を研究しながら柔軟な運用を進めます。



たくさんの市民ボランティアが参加する“させば美化プロジェクト”

施策 2: 命を守る斜面地・浸水対策の推進

[施策の目的]

頻発化・激甚化する降雨災害に対し、危険度に応じた計画的かつ効果的な対策を実施し、災害から住民の生命を守ることを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
急傾斜地崩壊対策事業により保全される人家戸数	4,129 戸	4,595 戸

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 危険箇所の把握などを通して日頃から防災意識を高め、万が一の際には迅速に避難することが望まれます。

[施策の方向性]

●災害危険箇所の危険度に応じた対策の実施



急傾斜地や河川などにおける災害危険箇所については、箇所の現状や周辺の土地利用の状況などを考慮し、施設整備による防災・減災対策に取り組みます。

急傾斜地については、地元要望のうち採択基準を満たし関係者の合意形成が整った場合に、急傾斜地の崩壊を防止するためコンクリート構造物などによる保護を行い、実施の際は、被災履歴や被害想定人家戸数、斜面の高さなど危険箇所の危険度に応じた計画的かつ効果的な対策を実施します。

また、河川については、地元要望や現地調査に基づき、緊急性の高い箇所から計画的な対策を実施します。



急傾斜地崩壊対策事業（対策完了）

●住民に対する危険箇所情報の提供

近年、頻発化・激甚化している降雨災害の現状を踏まえ、施設の能力を上回ることも想定しソフト対策による防災・減災への取り組みの強化が求められており、特に、河川については、浸水想定区域の指定に係る対象降雨が見直されるなど、気象災害への対策の強化が急務となっています。

このことを受け、急傾斜地や河川について、気象災害に対する災害危険箇所や災害予報等の伝達方法、避難場所等を示すハザードマップを整備し、危険箇所の把握と可視化を図り、市民に情報提供を行うことで避難誘導體制の充実を図ります。

●既存施設の老朽化対策

既存の急傾斜施設や河川施設について、その機能が適正に発揮されるよう、適切な点検・修繕といった既存施設の老朽化対策により、防災・減災に取り組みます。

政策名

環境政策



施策1：環境保全活動の推進

施策2：ごみの減量化と適正処理の促進

望まれる姿

自然と快適な生活が共存するまち

部局の使命

廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、環境によい行動を自ら選び取り組む「環境市民」を育成することで、持続可能な循環型のまちづくりを行うことを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
温室効果ガス削減率（平成25年度比）	8.8%	↑

問題点の整理

《施策1》

- 本市の温室効果ガス排出量は、家庭や自家用車からの排出割合が全国より高い傾向にあり、家庭での省エネ行動の浸透が十分ではありません。
また、大気、水質等の環境基準は概ね達成しているものの、公害苦情は一定件数発生しており、下水道や浄化槽の普及率は全国や長崎県の平均を下回っています。
これら経済活動や家庭生活などの影響により、自然環境の悪化が懸念されます。

《施策2》

- ごみの量は家庭系・事業系ともに、全般的に減少傾向にあるものの、減少率は鈍化しています。
また、ほとんどのごみは、適正に分別排出、リサイクルされていますが、依然として不適正排出及び不適正処理が散見されます。

問題解決の方向性

《施策1》

- 市民一人ひとりが環境に配慮した暮らしを実践するとともに、環境保全の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的・積極的に環境に配慮した行動をとることができる「環境市民」を育てるため、佐世保市環境基本計画の重点プロジェクトとして位置づけている「させぼエコプラザ」を拠点とした情報発信と環境教育のプロジェクト「SASEBO“e”PROJECT」を推進します。
また、環境汚染を防止するため、大気、水質、事業場等の監視指導や下水道未整備地域での浄化槽設置の普及に努めます。

《施策2》

- ごみの減量のため、市民や事業者に対して、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の周知・徹底を図るとともに、適正排出及び適正処理に関する周知・指導を行います。
また、ごみ処理を安定的に行うため、運転計画により施設運営を引き続き行い、適正かつ効率的な運転に努めます。

※SASEBO“e”PROJECT

市民・市民団体・事業者の積極的な参加や協働を促し、エコライフ推進のための情報発信や市民活動の支援、地域や学校での環境教育の推進に重点的に取り組むもの。

※4R

- ・リフューズ（Refuse）……ごみになるものを断る
- ・リデュース（Reduce）……ごみになるものを減らす
- ・リユース（Reuse）……ものをそのまま再利用する
- ・リサイクル（Recycle）……原材料に戻して再生利用する

西九州させぼ広域都市圏における方向性

《生活関連機能サービスの向上》

- 環境保全活動の推進において、圏域内自治体が連携しながら環境啓発イベントや啓発広報等の事業実施に向け検討していきます。
- 中心市のごみ処理施設及びし尿処理施設における処理能力と各市町におけるごみや、し尿の発生量の動向に基づき、中長期的な広域処理の可能性について検討していきます。

施策 1: 環境保全活動の推進

[施策の目的]

市民や事業者による環境に配慮した行動の実践を通して、良好な環境を保全することを目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
一世帯当たり年間電力消費量	5,778 kWh	5,505 kWh
環境基準達成率 大気 (NO ₂ 、SO ₂) 水質 (BOD、COD)	100%	100%

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 自然と共存して発展する持続可能な社会の重要性を認識し、それぞれの立場に応じ、無理のない範囲で、環境に配慮した行動や環境保全活動への参加を自発的、積極的に実践することが望まれます。

[施策の方向性]

●環境教育・環境学習の推進

温暖化防止、省エネ、ごみ減量、希少野生生物保護などの各種環境問題に対して、市民や事業者が理解を深め、具体的な環境行動を実践する「環境市民」を育成するため、「させばエコプラザ」を拠点として、幼児期からのライフステージに応じた段階的な環境教育や環境学習を推進します。

●地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの削減目標を達成するため、地球温暖化防止活動推進センターや近隣市町と連携して啓発活動を推進し、温室効果ガスの排出抑制を図ります。

また、市の事務事業から排出される温室効果ガスを率先して削減するため、環境マネジメントシステム*による効果的な温暖化対策を実践します。

●自然環境の保全

良好な自然環境を維持保全するため、市民団体や九十九島ビジターセンターなどと連携し、希少野生動植物の生息状況等の把握や保護対策を推進するとともに、自然観察会等のイベントを通して、自然とのふれ合いの場の創出や自然環境保全意識の向上を図ります。

適切な排水処理



●環境負荷の低減

市内の大気や公共用水域等の常時監視、事業者への監視指導を進めるとともに、市民負担軽減策の実施による下水道未整備地域への浄化槽の設置促進や監視指導による維持管理の適正化を図り、大気汚染、水質汚濁、騒音等の環境負荷の低減に努めます。

[民間の役割]

- 環境保全活動を行うNPO等市民団体は、市や各種団体が行う環境学習や環境イベントに協力し、市民の環境意識の醸成に取り組むことが望まれます。
- 事業者は、大気汚染、水質汚濁、騒音等の排出抑制や自然環境への配慮など、環境保全対策に主体的に取り組むとともに、省エネ設備機器や環境マネジメントシステム※を導入し、温室効果ガスの排出抑制、省エネの推進、ごみの減量を推進することが望まれます。



海域での水質検査



させばエコプラザ開所式

施策 2:ごみの減量化と適正処理の促進

[施策の目的]

日常生活や事業活動を通じて発生する廃棄物の減量化や適正処理及び安定した処理を目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
ごみの一人 1 日あたりの排出量	986g	985g

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- ごみの排出を抑制するため、商品を購入する際は、ごみになるものを断り、ごみを減らし、また、ごみの排出の際は、再利用や再生利用に必要な排出基準に従い分別することが望まれます。

[施策の方向性]

●ごみ減量リサイクルの推進

市域のごみ処理について基本的な事項を定めた「ごみ処理基本計画」により、循環型のまちづくりの推進を図ります。特に家庭系ごみの 2 段階有料化制度については、より理解を得られる制度にするための検証を行います。

●ごみの適正処理の推進

ごみの不法投棄をはじめとする不適正処理を未然に防止するため、説明会の開催やインターネット等を使った、積極的な情報提供を行います。

さらに、排出事業者や処理許可業者に対しては、産業廃棄物と一般廃棄物の区分や適正な処理方法について、周知徹底と指導を行います。

●ごみの適正排出に関する啓発指導

家庭から排出された不適正ごみについては、排出エリアごとに重点的な指導啓発を行います。また、事業系ごみの減量化推進のため、展開検査や排出事業者への訪問指導を強化します。

地域包括ケア



●効率的で安定した一般廃棄物の収集・運搬

家庭から排出される「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「資源物」については、ステーション方式による収集を行い、粗大ごみについては、戸別有料方式により収集を行うことで、効率的で安定したごみの収集・運搬に努めます。

また、事業系ごみ及びし尿等については、許可制度を通じて、安定的かつ確実な収集・運搬に努めます。

●効率的で安定した一般廃棄物処理

一般廃棄物の処理を継続的に安定して行うため、各処理施設の運営においては、適正・安全かつ効率的な運転に努めます。

また、ごみの減量化により処理施設での焼却量を減少させることで、温室効果ガスの削減に努めます。

[民間の役割]

- 自治会や資源集団回収団体は、地域の環境美化活動・資源化の活動に積極的に取り組み、ごみの減量化と適正処理に関する市の施策に協力することが望まれます。
- 事業者は、自らの責任において適正にごみを処理するとともに、無駄のない職場づくりに努めごみの排出を抑制し、再使用及び再生利用を促進するなど、ごみの減量を推進する事業活動を行うことが望まれます。



ごみ収集の状況



資源集団回収のための市民への説明会

政策名

港湾政策



施策1：人流と物流を支えるみなとづくり

望まれる姿

佐世保港を中心に人と物が交流する活力あるまち

部局の使命

佐世保港において、環境の保全に配慮しつつ、計画的な整備、適正な管理及び利用促進を行うことで、港湾の適正な利用と保全、本市の発展に資することを目的としています。

政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
佐世保港を利用する船舶の総トン数	14,855 千トン	↗

問題点の整理

《施策1》

- アジアのクルーズ市場の拡大を受け、三浦地区に加え、浦頭地区においてクルーズ客船の受入れが可能となる施設整備が完了していますが、一層のクルーズ客船の寄港拡大を図らなければなりません。
- 利用企業の動向や貨物航路の休止などの影響を受け、近年、取扱貨物量は減少傾向にあります。また、国際定期航路開設に向けた輸出入貨物の動向調査を行いました。が、貨物需要が少ない状況です。
- 港湾施設の老朽化が進み、緊急的な大規模補修を要するケースが生じるなど、維持管理にかかるコストが増大しています。また、国内においては、近年、大規模な自然災害が多発化しており、防災・減災に対する社会的意識が高まっています。

問題解決の方向性

《施策1》

- 国際旅客船拠点形成港湾※として、連携クルーズ船社をはじめとする寄港可能なクルーズ船社に対して、継続的なクルーズ客船の誘致活動を行い、三浦地区及び浦頭地区における国際クルーズ拠点の利用促進を図ります。
- 港湾施設の利用状況を把握するとともに、物流活性化の前提となる背後圏域における貨物需要や物流動向を注視し、ニーズに応じた施設の利用調整、支援等を行います。
- 中長期的な視点に立った計画的かつ効率的な施設の維持管理に取り組むとともに、臨海部における防災・減災へ向けた取り組みを進めます。

西九州させぼ広域都市圏における方向性

《高次の都市機能の集積・強化》

- ゲートウェイ機能※強化を図り、拠点施設（港湾施設）の整備を進めていきます。

施策 1: 人流と物流を支えるみなとづくり

[施策の目的]

人流や物流の活性化によるみなとの振興を図るため、本市経済の基盤となる港湾施設の確保並びに利用促進を目的としています。

[施策の目標]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
クルーズ客船による乗降人員数	466,010 人	1,686,000 人

[市民に求められる基本的な姿勢・役割]

- 憩いや交流の場として、ルールを守りながらみなどを利用すること、また、市民参加型のイベント等を通じ、賑わいを創出することが望まれます。

[施策の方向性]

● 港湾施設の利用促進によるみなとの振興



市民が憩い、多くの来訪者で賑わう港湾空間を形成するため、民間活力を導入した宿泊施設の誘致など、公有財産の有効活用に取り組みます。

人流においては、近年のクルーズ客船の寄港に伴う国内外の乗船者（クルーを含む。）の交流人口の増加を促すためポートセールス※を実施します。

物流においては、新規立地企業や既存企業の物流動向について、民間団体や関係部局と連携しながら注視するとともに、貨物需要に応じ、港湾施設の利用調整、支援等を行います。

● 経済活動の基盤となる社会資本の整備

本市経済を担う人流と物流の活性化を図るため、利用者からの要請や社会情勢に対応した計画的な港湾施設の整備に取り組みます。

特に、鯨瀬ふ頭においては、継続的に航路運航を維持するため、また、利用者の安全性確保と利便性向上を図るため、港湾施設の再編事業に取り組みます。

● 安全安心な港湾施設の計画的な維持管理

港湾施設の定期的な点検を実施し、老朽化状況や利用状況を勘案しながら、計画的かつ効率的な補修を行うことで、港湾利用者に対して、安全安心な港湾施設の利用を提供します。また、予防保全的な補修を行い、維持管理コストを抑制しつつ、施設の延命化を図ります。近年頻発する自然災害から人命や財産を防護するため、既設護岸の改良など、ハード・ソフト両面から対策を行い、安全安心な港湾環境を整備します。